

証券コード 1721
平成27年6月26日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目17番1号
コムシスホールディングス株式会社
代表取締役社長 高 島 元

第12回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第12回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第12期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記1、2の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金につきましては、1株につき15円と決定されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更の内容につきましては、次頁「定款変更新旧対照表」をご参照ください。

第3号議案 取締役12名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に高島 元、伊東則昭、加賀谷卓、山崎博文、小川亮夫、三浦秀利、西山 剛、熊谷 仁、佐藤謙一、尾崎秀彦、後藤 健、成宮憲一の12氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

本件は、原案のとおり会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認可決されました。

また、当社取締役に割り当てる新株予約権については、取締役に対する報酬等に該当するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び非金銭報酬の具体的内容についても、あわせて承認可決されました。

以 上

定款変更新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (選任)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 本会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>第35条～第40条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (選任)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 本会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>第35条～第40条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

— ◆ ◆ ◆ —

本株主総会終了後開催の取締役会において、代表取締役及び役付取締役を選定し、就任いたしました。また、監査役会において、常勤の監査役を選定し、就任いたしました。

この結果、平成27年6月26日現在における当社の役員は、次のとおりとなりました。

代表取締役社長	高 島 元
取 締 役	伊 東 則 昭
取 締 役	加賀谷 卓
取 締 役	山 崎 博 文
取 締 役	小 川 亮 夫
取 締 役	三 浦 秀 利
取 締 役	西 山 剛
取 締 役	熊 谷 仁
取 締 役	佐 藤 謙 一
取 締 役	尾 崎 秀 彦
社 外 取 締 役	後 藤 健
社 外 取 締 役	成 宮 憲 一
常 勤 監 査 役	小 森 浩
監 査 役	新 美 英 樹
社 外 監 査 役	宮 下 正 彦
社 外 監 査 役	三 枝 隆 治

~~~~~

#### 期末配当金のお支払いについて

第12期の期末配当金につきましては、「第12期期末配当金領収証」をご送付いたしましたので、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）において、払渡期間内（平成27年6月29日から平成27年7月31日まで）にお受取りくださいますようお願い申し上げます。

また、口座振込をご指定の方には、ご送付いたしました「第12期期末配当金計算書」のとおり振込ませていただきましたのでご査収ください。